

高知龍馬空港募集型企画旅行造成支援事業Ⅱ 助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 高知県航空利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、高知龍馬空港発着又は着発の航空便を利用した募集型企画旅行の積極的な造成を支援し、高知龍馬空港の利用促進を図るため、その催行にあたり、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施については、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、高知龍馬空港発着又は着発の国内定期便を利用する募集型企画旅行を企画・実施する日本国内に本社または支店・営業所を有する旅行会社とする。

(交付要件)

第3条 助成の対象となる旅行は、以下の要件をすべて満たすものとする。
(1) 出発が平成29年4月1日以降で、かつ平成30年3月31日までに帰着する旅行であること。
(2) 当該年度に高知県航空利用促進協議会が実施する募集型企画旅行造成支援事業Ⅰの交付決定を受け、実績報告を行ったものであること。

(助成金の額)

第4条 助成の対象となる旅行の実績1人あたり1,000円を助成するものとする。ただし、1回の申請あたりの助成上限額は50,000円とする。

(交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする旅行会社は、助成金交付申請書（様式第1号）及び関係書類を、助成対象となる旅行の最終行程の帰着日の翌日から起算して14日以内に会長に提出するものとする。なお、交付申請は1旅行商品につき1回限りとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 事業者は、交付決定通知書を受領したときは、速やかに請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。正当な事由無く、交付決定日から30日を過ぎて請求書の提出が無い場合、助成金の請求の権利を放棄したものとみなすものとする。

(助成金の支払)

第8条 会長は、前条の請求書を審査の上、適当と認めるときは、速やかに助

成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部または一部を取り消すものとする。この場合、事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第10条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。